

※下宿に入居する方で、契約期間、自宅外住所(部屋番号まで)の記載が契約書にない場合、契約書への追記して添付、あるいは別途このような書類を添付してください。

契 約 書

・契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日

大家印

経営者を甲とし、下宿人を乙とし、下記の如く契約する。



※手書きでも構いませんので「契約期間」を記入し、その横に大家さんの印を押してもらってください。
(甲のところに押されている印鑑と同じ印鑑を使用してください。)
この文書では「赤字」で書いていますが、実際は「黒のボールペン」で書いてください。

- 第 一 条 本契約の期間は原則として、四月より翌年三月迄の一年契約とする。
年度変わりに格別の申し入れのない場合は、本契約を更新した事と認める
- 第 二 条 下宿代は一ヶ月 30,000 円と定め、その月分を持参前納する事と
社会事情・公金等の変動により双方協議の上、増減する事が出来る。
- 第 三 条 乙は礼金(敷金)契約金として 60,000 円也を甲に支払うものと
(但し、退室の際、損料として申し受けるものとする。)
- 第 四 条 乙は甲の承諾なくして建物の模様替、又不注意により破損又は汚損したる際は、乙はその賠償の責に
任ずるものとする。
- 第 五 条 甲の責任に基づかずして、乙が火災・盗難等を蒙った場合その損失は一切甲に請求しない。
- 第 六 条 甲の都合により、期間中に本契約を解除する時は、その三ヶ月前に乙に通告するものとする。
甲は第三条での金額の半額を返還する事とし、乙は移転料その他を甲に請求しない事とする。
- 第 七 条 保証人は連帯して本契約に基づく債務を保証し、乙と連帯して債務履行の責に任ずるものとする。
- 第 八 条 本契約条項以外の事柄については、甲乙双方協議のうえ、社会慣例により善処するものとする。
- 第 九 条 一年未満の解約の場合は違約金として下宿料の一ヶ月分を支払うものとする。

特約事項

所在地 〒036-8XXX 青森県 弘前市 ○○町○丁目 ○-○ ○○荘 ○○号室

大家印

上記契約を証する為、本書二通を作成署名捺印の上各一通を所持する。

2026 年 3 月 10 日

(甲) 住 所 青森県 弘前市 ○○町○丁目 ○-○ ○○荘

氏 名 □□□□□
電 話 (0172) ×× - ××××

※大家印は3か所とも同じ印鑑



(乙) 住 所 岩手県 盛岡市 ○○町○丁目 ○-○

氏 名 ×× ×
電 話 (080) ×××× - ××××



【重要】絶対に同じ印鑑を使ってははいけません

保証人 住 所 岩手県 盛岡市 ○○町○丁目 ○-○

氏 名 ×× ××××
電 話 (090) ×××× - ××××



※手書きで構いませんので「所在地」と記入の上、その横に「郵便番号から」学生本人の新居になる住所を部屋番号まで記入してください。横に大家さんの印を押してもらってください。(甲のところに押されている印鑑と同じ印鑑を使用してください。)

文書では「赤字」で書いていますが、実際は「黒のボールペン」で書いてください。

最後に「コピー」をとって、学生課には「コピー」を提出してください。

※契約書中の訂正印には、大家と本人以外の第3者印は絶対に使用しないでください。